## 第2回校内制服検討員会の結果について

令和5年1月11日(水)に開催した標記の委員会において、令和6年度から 導入する新しい標準服(SDGsモデル)の着用に係る規定について、以下の とおり決定しました。

## 1 ブレザーの下に着る服装

- (1) Yシャツを着用する(色は白のみ)。
- (2) Yシャツの下に体操服の着用を可とする。
- (3) 夏季は、ポロシャツとYシャツの併用を認める。ポロシャツについては、 学校指定のものとし、デザイン等については、今後業者と打ち合わせを しながら決定する。

# 2 ネクタイ・リボンについて

- (1)併用する形で採用する。
- (2) 色・柄については市教委のサンプルの中から今後検討する。

### 3 春季・秋季の中間着について

- (1) ブレザーの下にVネックのベストまたはセーターの着用を認める。
- (2) 色は黒または紺のみとする。
- (3)装飾類は、左右胸部のメーカーロゴなどワンポイントのみを可とする。
- (4) カーディガンの着用は認めない。

#### 4 その他

- (1) 防寒着としてのコートやマフラー、ネックウォーマーなどは、引き続き着 用を可とする。
- (2) 冬季であってもブレザーの下にはセーター・ベスト以外の着用は 認めない。
- (3) 現行の制服と併用することは可とする。